



# 茨城県報 第1880号

平成19年6月4日  
月曜日

## 目 次

### 告 示

ページ

定款変更の認可（農村計画課）	1
土地改良事業の変更の認可（農村計画課）	1
道路の区域の変更（3件）（道路維持課）	2
土地改良区役員の就任（土地改良事務所）	3

### 公 告

鳥獣保護区の指定（環境政策課）	3
鳥獣保護区の変更（2件）（環境政策課）	4
茨城県立国民宿舎「鶴の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鶴の岬」の休業について (観光物産課)	6
都市計画の案の作成に係る公聴会の開催（都市計画課）	6
都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	11
開発行為の工事完了（8件）（建築指導課）	11
道路の位置の指定の廃止（建築指導課）	12

### 正 誤

平成19年5月24日付け茨城県報第1877号中	13
-------------------------	----

## 告 示

### 茨城県告示第737号

馬掛土地改良区から平成19年4月3日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成19年5月25日認可した。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茨城県を被告として認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年6月4日

茨城県知事 橋 本 昌

### 茨城県告示第738号

馬掛土地改良区から平成19年4月3日付けで認可申請のあった土地改良事業（維持管理事業）の変更については、

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、平成19年5月25日認可した。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茨城県を被告として認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年6月4日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第739号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成19年6月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年6月4日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 123号

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
東茨城郡城里町大字上坪 字沼ノ上725番1地先から 東茨城郡城里町大字下坪 字中道後3569番地先まで	旧	メートル 最大 53.5 最小 30.0	メートル 100	
	新	最大 143.0 最小 130.0	100	取付道路の追加

茨城県告示第740号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成19年6月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年6月4日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路線名 大洗公園線

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
東茨城郡大洗町磯浜町8249番15地先から 東茨城郡大洗町磯浜町8249番25地先まで	旧	メートル 最大 23.0 最小 16.0	メートル 100	
	新	最大 35.0 最小 18.0	100	現道拡幅

茨城県告示第741号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成19年6月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年6月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 爪連馬渡線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	摘要
那珂市大字中里382番5地先から 那珂市大字中里382番5地先まで	旧	最大 12.2 最小 16.4	47	
	新	最大 13.0 最小 16.4	47	現道拡幅

茨城県告示第742号

坂東市辺田1141番地3に事務所を置く便無山下土地改良区から次のとおり役員が就任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成19年6月4日

茨城県境土地改良事務所長 鶴見政幸

就任

職名	氏名	住所	所
理事	小島義則	坂東市大口新田95番地	

## 公 告

鳥獣保護区の指定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第28条第1項の規定により鳥獣保護区を指定したいので、法第28条第4項の規定により次のとおり公告する。また、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案(以下「指針案」という。)を次の5の縦覧場所において縦覧に供する。

なお、当該鳥獣保護区を指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、次の6の期間中に茨城県知事に指針案についての意見書を提出することができる。

平成19年6月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 鳥獣保護区の名称  
羽黒鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域  
桜川市羽黒地内のJR水戸線と桜川市道岩1404号線との交点を起点とし、同市道を南に進み桜川市道岩0110号線

との交点に至り、同市道0110号線を西に進み農道との交点に至り、同農道を北に進みJR水戸線との交点に至り、JR水戸線を東に進み起点に至る線で囲まれた区域

### 3 鳥獣保護区の存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日までの10年間

### 4 当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案

#### (1) 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

#### (2) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、近年、カモ類、オオハクチョウ、コハクチョウ、オオバンなどの水鳥が数多く飛来し、野鳥にとって最適の環境にあることから集団渡来地の鳥獣保護区として指定するものである。

### 5 縦覧場所

茨城県生活環境部環境政策課

茨城県県西地方総合事務所環境保全課

桜川市農林課

### 6 縦覧期間

平成19年6月4日から平成19年6月17日まで



### 鳥獣保護区の変更（拡大）について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第1項の規定により指定した鳥獣保護区を変更したいので、法第28条第4項の規定により次のとおり公告する。また、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を次の5の縦覧場所において縦覧に供する。

なお、当該鳥獣保護区を変更しようとする区域の住民及び利害関係人は、次の6の期間中に茨城県知事に指針案についての意見書を提出することができる。

平成19年6月4日

茨城県知事 橋 本 昌

### 1 鳥獣保護区の名称

江戸崎鳥獣保護区

### 2 鳥獣保護区の区域

稲敷市江戸崎甲地内の稲敷市道（江）108号線と県道江戸崎新利根線との交点を起点とし、同県道を北に進み稲敷市道（江）115号線との交点に進み、同市道を北に進み稲敷市道（江）4185号線との交点に至り、同市道を北に進み県道新川江戸崎線との交点に至り、同県道を東に進み稲敷市道（江）4287号線との交点に至り、同市道を北東に進み霞ヶ浦湖岸に至り、同湖岸堤防を北東に進み美浦村大山岬突端に至り、同所と古渡川排水機場を直線で結んだ線を南西に進み同排水機場に至り、同機場から稲敷市道（桜）3031号線を南に進み稲敷市道2092号線との交点に至り、同市道を南に進み国道125号線との交点に至り、同国道を南東に進み県道江戸崎神崎線との交点に至り、同県道を西に進み稲敷市道（江）5129号線との交点に至り、同市道を南に進み桜川・江戸崎地区行政区界との交点に至り、同行政区界を西に進み小野川右岸との交点に至り、同所から堤防を南に進み稲敷市道（江）5024号線との交点に至り、同市道を南東に進み県道江戸崎神崎線との交点に至り、同県道を西に進み稲敷市道（江）5298号線との交点に至り、同市道を南に進み稲敷市道（江）103号線との交点に至り、稲敷市道（江）103号線を北に進み小野川を渡り稲敷市道（江）108号線との交点に至り、稲敷市道（江）108号線を北に進み起点に至る線で囲まれた区域

**3 鳥獣保護区の存続期間**

平成19年11月1日から平成23年10月31日までの4年間

**4 当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案**

## (1) 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

## (2) 鳥獣保護区の指定目的

当地域は、国指定天然記念物オオヒシケイの飛来地である稻波干拓地とその周辺及び霞ヶ浦湖面からなり、多くの野鳥の越冬地となっているが、稻波干拓地の東側に隣接する水田地帯は干拓地同様、自然環境に恵まれ、鳥類の採餌、休息地として適していることから今回区域を拡大し、より積極的な野鳥の保護を図るものである。

**5 縦覧場所**

茨城県生活環境部環境政策課

茨城県県南地方総合事務所環境保全課

稲敷市農政課

**6 縦覧期間**

平成19年6月4日から平成19年6月17日まで

~~~~~

**鳥獣保護区の変更（拡大）について**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第1項の規定により指定した鳥獣保護区を変更したいので、法第28条第4項の規定により次のとおり公告する。また、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を次の5の縦覧場所において縦覧に供する。

なお、当該鳥獣保護区を変更しようとする区域の住民及び利害関係人は、次の6の期間中に茨城県知事に指針案についての意見書を提出することができる。

平成19年6月4日

茨城県知事 橋 本 昌

**1 鳥獣保護区の名称**

友部鳥獣保護区

**2 鳥獣保護区の区域**

笠間市大田町地内の国道355号線と県道杉崎友部線との交点を起点とし、同国道を北西に進み市道（友）2級13号線との交点に至り、同市道を北に進み市道（友）2115号線との交点に至り、市道（友）2115号線を北に進み市道（笠）2178号線との交点に至り、市道（笠）2178号線を北に進み市道（笠）0107号線との交点に至り、市道（笠）0107号線を北に進み市道（笠）0106号線との交点に至り、市道（笠）0106号線を北東に進み市道（友）1級2号線との交点に至り、市道（友）1級2号線を東に進み市道（友）1級1号線との交点に至り、市道（友）1級1号線を南に進み県道杉崎友部線との交点に至り、同県道を南西に進み起点に至る線で囲まれた区域（ただしSKB友部射撃場の敷地内を除く。）

**3 鳥獣保護区の存続期間**

平成19年11月1日から平成24年10月31日までの5年間

**4 当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案**

## (1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当地域は、笠間県立自然公園の南部に位置し、スギ、ヒノキの人工林と広葉樹林が混交する丘陵地帯となっており、区域内には北山公園や白鳥湖等がある自然豊かな地域である。現在、当保護区の西側境界線は旧笠間市及び旧友部町の行政界としているが、線形が複雑に入組み狩猟者等が誤認するおそれがあることから、今回外側の市道を新たな境界とするため区域を拡大するものである。

5 縦覧場所

茨城県生活環境部環境政策課

茨城県県北地方総合事務所環境保全課

笠間市環境保全課

6 縦覧期間

平成19年6月4日から平成19年6月17日まで

~~~~~

茨城県立国民宿舎「鶴の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鶴の岬」の休業について

茨城県立国民宿舎「鶴の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鶴の岬」の設置及び管理に関する条例（昭和46年茨城県条例第10号）第3条第1項ただし書の規定に基づき、次のとおり茨城県立国民宿舎「鶴の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鶴の岬」について、休業日を設けることとしたので、茨城県立国民宿舎「鶴の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鶴の岬」の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和56年茨城県規則第85号）第3条の規定に基づき公告する。

平成19年6月4日

茨城県知事 橋 本 昌

1 休業日 平成19年9月3日（月）から平成19年9月4日（火）までの2日間

2 休業の理由 館内の消毒、設備点検及び清掃等を行うため

~~~~~

都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

日立都市計画道路の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年12月27日茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べができる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定したときは、その旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

平成19年6月4日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

| 日 時                             | 場 所                 | 公述申出書の提出先、提出期限及び様式                                                                                                  |
|---------------------------------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 19 年 6 月 19 日<br>午後 1 時 30 分 | 常陸太田市役所<br>3 階 大会議室 | 提 出 先<br>水戸市笠原町 978 番 6<br>茨城県知事 橋 本 昌<br>(土木部都市局都市計画課扱い)<br>提 出 期 限<br>平成 19 年 6 月 12 日 ( 必着のこと )<br>様 式<br>別掲のとおり |

## 2 都市計画の構想

## (1) 都市計画の種類

- 道路 ( 3・5・72 停車場増井西線)  
 道路 ( 3・6・73 広町馬渓下線)  
 道路 ( 3・6・76 停車場関ノ上線)

## (2) 都市計画の内容

| 種別               | 名 称    |         | 位 置                       |                           |                             | 区域       | 構 造 |      |      |                   | 備考 |
|------------------|--------|---------|---------------------------|---------------------------|-----------------------------|----------|-----|------|------|-------------------|----|
|                  | 番号     | 路線名     | 起 点                       | 終 点                       | 主な経由地                       |          | 延長  | 構造形式 | 車線の数 | 幅員                |    |
| 幹<br>線<br>街<br>路 | 3・5・72 | 停車場増井西線 | 常陸太田市<br>山 下 町<br>字 竹 下   | 常陸太田市<br>增 井 町<br>字宿後北町   | 常陸太田市<br>中 城 町<br>字 中 城     | 約 3,830m | 地表式 | 2 車線 | 15m  | 幹線道路と平面<br>交差 8箇所 |    |
|                  | 3・6・73 | 広町馬渓下線  | 常陸太田市<br>山 下 町<br>字 広 町   | 常陸太田市<br>馬 場 町<br>字 小 野 下 | 常陸太田市<br>金 井 町<br>字 金 井 下 東 | 約 3,160m | 地表式 | 2 車線 | 11m  | 幹線道路と平面<br>交差 7箇所 |    |
|                  | 3・6・76 | 停車場関ノ上線 | 常陸太田市<br>山 下 町<br>字 下 長 堀 | 常陸太田市<br>三 才 町<br>字 関 ノ 上 | 常陸太田市<br>金 井 町<br>字 鮫 川     | 約 790m   | 地表式 | 2 車線 | 11m  | 幹線道路と平面<br>交差 3箇所 |    |

## (3) 都市計画を変更する土地の区域

## ア 3・6・72 停車場増井西線

## 削除する部分

常陸太田市 山下町字下長堀、字鎧銭場跡の各一部

## イ 3・6・73 広町馬渓下線

## 変更する部分

常陸太田市 山下町字下長堀、字鎧銭場跡、字広野、字下軍田の各一部

## ウ 3・6・76 停車場関ノ上線

## 追加する部分

常陸太田市 山下町字下長堀、字鎧銭場跡の各一部

## 変更する部分

常陸太田市 山下町字下長堀、字鎧銭場跡、字広野、字木崎下、字鮫川の各一部

(4) 案の作成理由

今回の変更に係る3・5・72号停車場増井西線、3・6・73号広町馬渕下線、3・6・76号停車場関ノ上線の3本の都市計画道路が存するJR常陸太田駅周辺地区は、常陸太田市の玄関口として位置づけられており、JR水郡線の終点駅であるとともに、国道293号及び国道349号という2本の広域幹線道路が駅前を通っていることから、県北部の交通結節点としての機能強化が期待されている地区である。

しかし、本地区は二つの交差点が接近した場所にあり変則的に交差しているため、自動車の走行性が悪く、交通安全上支障がある状況である。また、交通広場をJR常陸太田駅と日立電鉄常北太田駅にそれぞれ配置しているため、バス等の公共機関の乗り換えや、パーク・アンド・ライド、キス・アンド・ライド等の乗り継ぎ等に不便をきたしている状況にあり、駅としての拠点性が損なわれている。

このような中、平成17年3月に日立電鉄が廃止となったことから、駅前地区として拠点性を高めるため、交通広場を1つにまとめ、駅前で錯綜している幹線道路の交差点改良を行い、交通流動の円滑化及び駅利用者の利便性の向上、交通結節点としての機能向上を図り、人が集い賑わいのある都市空間を提供する必要がある。

このため、常陸太田市において行う常陸太田駅通り線交通広場の決定に併せ、3・5・72号停車場増井西線と3・6・76号停車場関ノ上線の2つの駅前広場を廃止するとともに、起点を交通広場の入り口となる箇所に変更し、3・6・73号広町馬渕下線を含めた3路線において一部区間の幅員を変更するなど、本案のとおり都市計画変更するものである。

3 都市計画の変更案の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978番6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029-301-4588

(2) 常陸太田市金井町3690

常陸太田市建設部都市計画課

電話 0294-72-3111 (内線229)

別 摘

## 公 述 申 出 書

日立都市計画道路の変更案の作成に係る公聴会において、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

(土木部都市局都市計画課扱い)

案 件 名 日立都市計画道路の変更

公述申出人 住 所

電話番号

ふりがな  
氏 名

(印)

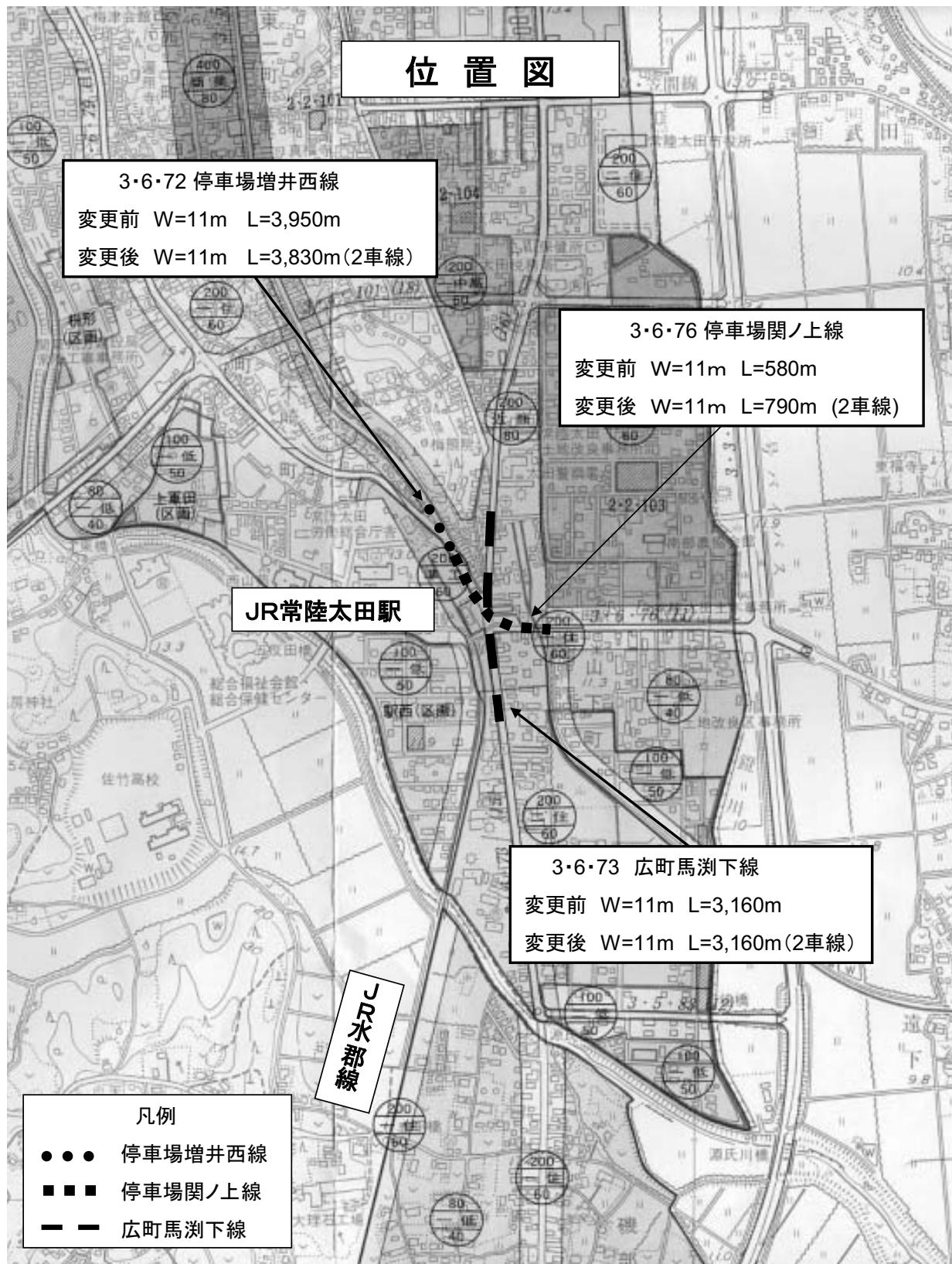
年 齢

歳

職 業

意見の要旨 別 紙

意見の要旨については400字程度で記載すること。



**都市計画の図書の縦覧**

下館・結城都市計画下水道の変更に伴い、桜川市から都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成19年6月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類

下水道(桜川市公共下水道)

- 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

**開発行為の工事完了**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成19年6月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

常陸太田市瑞龍町字松崎雁木939番3

- 2 事業主の住所及び氏名

常陸太田市幡町965番地 幡町団地C-202号

エブラヒミアン エブラヒム、黒澤友美子



- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂市後台字富士山3040番1

- 2 事業主の住所及び氏名

那珂市中台626番地3

石橋清二、石橋直美



- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字石神内宿字滝ノ上1168番80

- 2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村大字白方1749番地1(原子力機構富士の腰住宅4-104)

北辻章浩



- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字船場字道下28番9、同番10

- 2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村大字白方1748番地41(県営東海アパート4棟302)

永山達義



## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(6工区)

高萩市大字上手綱字上ヶ穂町1217番1の一部、同番2の一部、同番3、1289番1、1291番1、同番4、同番7、1293番1、1294番1の一部、1295番1、1298番、同番1、同番2、1299番1の一部、同番2の一部、同番3、1301番の一部、1307番3の一部、同番4、同番5、同番6、1311番7の一部、1313番4の一部

## 2 事業主の住所及び氏名

高萩市本町1丁目100番地

財団法人 高萩市住宅公社

理事長 草間吉夫

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市神谷一丁目2番15、同番16

## 2 事業主の住所及び氏名

牛久市さくら台1丁目58番地5

高野敏行、高野鶴三

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市岩井字宅地前1460番3

## 2 事業主の住所及び氏名

坂東市岩井3528番地1

野口勝己

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字西大山字香取宮前313番2の一部

## 2 事業主の住所及び氏名

結城郡八千代町大字菅谷1170番地

八千代町長 大久保司

~~~~~

道路の位置の指定の廃止

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を次のとおり廃止した。

平成19年6月4日

茨城県知事 橋本昌

| 指定廃止番号        | 指定廃止年月日    | 申 請 者 |                  | 道 路 の 位 置                    | 道 路 の 幅 員 及 び 延 長 |               |
|---------------|------------|-------|------------------|------------------------------|-------------------|---------------|
|               |            | 氏 名   | 住 所              |                              | 幅 員               | 延 長           |
| 北総建指令<br>第79号 | 平成19年5月28日 | 市毛芳男  | 東茨城郡茨城町大字長岡140番地 | 東茨城郡茨城町大字長岡字下宿140番5、同番7、同番10 | メートル<br>4.00      | メートル<br>30.70 |

~~~~~

---

正 誤

---

平成 19 年 5 月 24 日付け茨城県報第 1877 号中のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行
13	上から 12 から 26

## 誤

4 指導相談料	
(1) 母乳外来	2,100 円
(2) がん専門医療相談	1 件につき 7,350 円
(3) セカンドオピニオン料	30 分につき 10,500 円 (30 分を超える部分について、30 分までごとに 5,250 円を加算した額) (画像診断を行った場合は、上記料金に、診療報酬の算定方法の例により算定した金額に百分の百五を乗じて得た額（当該乗じて得た額に十円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）を加算した額)
(4) 医師面談料	30 分につき 5,250 円 (30 分を超える部分について、30 分までごとに 5,250 円を加算した額)
(5) 遺伝カウンセリング	30 分につき 5,500 円

## 正

4 指導相談料	
(1) 母乳外来	2,100 円
(2) セカンドオピニオン料	30 分につき 10,500 円 (30 分を超える部分について、30 分までごとに 5,250 円を加算した額) (画像診断を行った場合は、上記料金に、診療報酬の算定方法の例により算定した金額に百分の百五を乗じて得た額（当該乗じて得た額に十円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）を加算した額)
(3) 医師面談料	30 分につき 5,250 円 (30 分を超える部分について、30 分までごとに 5,250 円を加算した額)
(4) 遺伝カウンセリング	30 分につき 5,500 円

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029(301)1111(代)